

アモコ国際金融会社事件

川 岸 繁 雄

当事者 アモコ国際金融会社／イラン政府、ナショナル・イラン石油会社、ナショナル石油化学会社、

ハルク化学会社

裁判所 イラン・アメリカ請求権裁判所

仲裁裁定（部分裁定） 一九八七年七月一四日

出典 83 Int. L. R. (1990), 501; 27 Int. Leg. Materials (1988), 1314.

【事実】 ハルク化学会社（ハムコ）は一九六六年七月一一日、イランの合弁会社としてスイスのアモコ国際株式会社（アモコ）とイランの国営会社ナショナル石油化学会社との間に結ばれた協定（ハムコ協定）に基づいて設立された。アモコはアメリカのアモコ国際金融会社の完全子会社である。アモコとナショナル石油化学会社はそれぞれハムコの株式の二分の一を保有していた。ハムコはイランの硫黄、天然ガス液、液化石油ガスを生産販売するために天然ガス処理加工工場（a natural gas processing plant）を建設、操業することを目的としてい

た。ヘムコ協定第三〇条によれば、協定が条文の明白な意味において解釈され、かつイランの法令に従つて規律解釈されなければならない。また、イランの法令は協定と一部または全部と抵触する限り法的な効力は認められない。さらに、協定第二一条は当事者が双方の同意による場合を除いて協定を無効化、修正または変更してはならない、と規定していた。

一九七八年から翌一九七九年初頭にかけてのイランの政情不安は、ヘムコの企業活動の中止とヘムコに勤務するアモコの人員の撤退を余儀なくした。一九七九年六月と七月、イラン政府、ナショナル・イラン石油会社とナショナル石油化学会社はヘムコの経営からアモコを事实上排除する措置をとった。アモコの利権の売却に関する当事者間の交渉が失敗し、一九八〇年一月八日、イラン革命評議会はイランの石油産業国有化に関する單一項法 (Single Article Act) を公布した。その結果、特別委員会が石油大臣によって任命された。委員会の任務は一九五一年の石油産業国有化法に反する石油協定を無効化し、同協定の締結と執行に関する請求を解決することにあつた。同年一二月二十四日、石油大臣はアモコにヘムコ協定が單一項法により無効であると宣言されたりとを通達した。

アモコ国際金融会社はアモコの親会社としてヘムコにおけるアモコの財産利益を回復するためイラン政府、ナショナル・イラン石油会社、ナショナル石油化学会社とヘムコを相手どり、アルジエ宣言に基づいて設立されたイラン・アメリカ請求権裁判所に請求を提出した。一九八七年七月一四日、第三裁判部（裁判長ヴィラリ（仏）、裁判人ブラワー（米）およびアンザリ（イラン））は部分裁定において、ヘムコにおけるアモコの保有する株式利益が一九八〇年一二月二十四日までにイラン政府によって合法的に収用されており、イラン政府がアモコ国際金融会社に一九七九年七月三一日現在のヘムコの継続企業価値 (going concern value) の二分の一に相当する補償を

支払わなければならぬと裁定した。一九九〇年五月一八日、アモコ国際金融会社はイラン政府、ナショナル・イラン石油会社、ナショナル石油化学会社、ヘムコとの間に解決協定（Settlement Agreement）を結び、請求権解決宣言に従つて開かれた保証勘定（Security Account）から六〇〇〇万米ドルの支払いを受け、ヘムコ協定の破棄に関する訴訟上の請求を取り下げる」とに合意した。六月一五日、裁判所は当事者の要請によりこの解決条件（Agreed Terms）に関する裁定において当事者に対し解決協定の履行を命令した（全員一致）。

【判決要旨】（一）アモコ国際金融会社は請求権解決宣言に規定されたアメリカ国籍の要件を満たしている。したがつて、裁判所は原告が完全所有する外国子会社のために付託した請求に対しても管轄権を有する。

（二）一九七八年から翌一九七九年初頭におけるイランの情勢は不可抗力の事由に相当するが、ヘムコ協定は不可抗力の効果として協定を終了させるのではなく、協議義務を課していくにすぎない。協定は不可抗力の事態発生後も有効であった。

（三）収用の合法性は国際法の基準に従つて決定されなければならない。本件において、収用に関する請求に適用される規則は一九五五年条約と慣習国際法である。同条約は両国間に有効に締結され、両国民の保護に関する規定として現在なお有効である。条約法に関するウイーン条約によれば、事情の根本的な変化が発生した場合、あるいは条約の重大な違反があつた場合にも、条約がそのことによつて自動的に終了することにはならない。

（四）一九五五年条約第四条2項は有体財産のみならず財産利益も収用の対象として規定している。イランがヘムコにおけるアモコ国際金融会社の利益を収用したことから、同条2項が本件の請求に適用される」とは明白である。条約の法的保護は条約当事国の国民に対してのみ適用される。スイス会社であるアモコはかかる保護を援用しえない。本件における原告はアモコではなく、アモコを完全所有するアメリカの親会社アモコ国際金融会社

社である。請求権解決宣言は国民の請求権の定義において、国民が総資本または発行済株式総数 (capital stock) その他の財産上の利益を通じて間接的に所有支配する会社の請求権をも含めて規定している。

(五) 一九五五年条約が特別法 (*lex specialis*) として一般法 (*lex generalis*) である慣習国際法に優先する。

しかし慣習国際法は条約の解釈適用上、条約の欠缺 (*lacuna*) を補完するものとして有益である。国家が公益のために外国人財産を国有化する権利は、今日天然資源に対する永久的主権の原則を否定する国家によつても一致して容認されている。一九五五年条約は第四条2項において、財産が公共のためにする場合を除くほか収用してはならないと規定しており、公共目的のためになされる収用が合法的であることを間接的に認めている。また、条約は合法的な国有化の他の要件として正当な補償が迅速に支払われなければならないと規定している。補償の原則が慣習国際法の一般原則として広く認められているが、慣習国際法は補償の性質、額、支払い条件の決定について必ずしも明確ではない。本件において、ヘムコにおけるアモコの利益が一九八〇年一二月二十四日に国有化されたが、この収用が一九五五年条約に規定された一般規則、慣習国際法、イランの法律に違反するものとみるとはできない。

(六) 一九五五年条約は補償の決定と実施のための適当な準備が収用の際またはその前に行わなければならないと規定している。この適当な準備とは補償が国際法の要件に従つて実際に決定され、支払われる十分な保証 (sufficient guarantee) を財産の所有者に与えなければならないという意味に解するのが妥当である。單一条項法の規定はいの要件を満たしている。また、差別が収用に関する慣習国際法によって禁止されていることは広く認められている。しかし、同じ経済部門においてある企業が収用されなかつたことのみを根拠として、他の企業の収用が差別的であつたと結論することはでない。さらに、合法的な収用の要件としての公共目的については

明確な定義が国際法上これまでに確立していない。單一条項法の制定とヘムコへの適用は、イランの石油産業国有化の貫徹という明白な公共目的に基づく措置であるといわなければならない。

(七) 協定の準拠法はヘムコ協定第三〇条1項の規定によればイランの国内法であることになる。また、同条2項は協定締結時の一定の規定がイランの国内法と抵触する場合にも法的効力を有すると規定している。しかし、そのことは協定がイランの国内法の適用を免かれることを意味するものではない。イラン政府もナショナル・イラン石油会社もヘムコ協定の当事者ではない。したがつて、本件においてイラン政府に契約違反があつたとはいえない。もしに、準拠法に関する協定第三〇条2項はその将来を保証しておらず、通常の意味における安定化条項 (stabilization clause) であるとはいえない。また、協定第二一条2項はナショナル石油化学会社が協定を一方的に無効化、改正または変更することのみを禁止しているのである。したがつて、ヘムコ協定にはイラン政府を拘束する安定化条項は含まれていない。国家は私人との契約に拘束されるが、公益のための措置が私人の契約上の権利に対しとられた場合、私人は公正な補償 (fair compensation) を受ける権利が認められる。国有化の権利は私人との契約によって制限することができる。しかし、この制限は明示的に行われ、かつ比較的限られた期間に限定されなければならない。ヘムコ協定の有効期間 (三)五年) は一般的にも経済的にも「比較的限られた期間」 (a relatively limited period) であるとみる」とはできない。したがつて、ヘムコにおけるアモコの持ち分を含め協定上の権利と利益はイラン政府によって合法的に収用されたと認めるのが相当である。

(八) 補償に適用される国際法規則は収用の法的性質によつて異なる。したがつて、合法的な収用と違法な収用とは明確に区別されなければならない。違法な収用の場合、国家は現物賠償 (restitution in kind) か金銭賠償 (monetary equivalent) よりも原状回復 (restitutio in integrum) しかねばならぬ。この賠償には「将来

の得べかりし収益」(future profits)の損失が含まれなければならない。しかし、合法的な収用に対する補償基準は継続企業としての収用時における企業の完全価値(full value)でなければならぬ。この完全価値には企業の「将来の見通し」(future prospects)が含まれる。しかし、「将来の見通し」は生じた損害としての現実損害(*damnum emergens*)の一部を構成し、「失った収益」(lost profits)すなわち逸失利益(*lucrum cessans*)の一部である「将来の得べかりし収益」の損失と同一ではない。本件の場合、一九五五年条約第四条において「正当な補償」(just compensation)が収用に対する補償基準として規定されている。それは一般に収用財産の完全価値に相当するものと理解され、実際に換算する」とがべきるもので行われなければならない。

(九) 合法的な国有化の場合、市場価値(market value)が補償を評価する基準として主張される。しかし、そのような市場価値を決定する市場が存在しない場合には、割引収益または割引現金利益(discounted cash flow)と純簿価または純帳簿価格(net book value)が代替的な評価方法として主張されてゐる。しかし、割引現金利益法では現実損害よりも逸失利益が重視される。それは違法な国有化に対する金銭賠償を評価する場合に有益であるが、合法的な国有化の場合に適用するとは認められない。また、純帳簿価格法は容易でかつ客観的であるが、有体財産のみを考慮し継続企業価値の要素である、のれん、契約上の権利、商業上の見込みなどの無体財産を考慮していない。したがつて、そのような純帳簿価格法が本件において適当であるとはいえない。本件の場合、イラン政府はアモコ国際金融会社に対して一九七九年七月三一日現在のヘムコの継続企業価値(going concern value)の二分の一の相当額を国有化に対する正当な補償として支払わなければならない。

【論点】 (一) アルジュ宣言(一九八一・一・一九発効)の宣言はアメリカとイランの人質事件を解決するための和議に関するアルジュリア政府の一方的宣言である。それは一般宣言と請求権解決宣言から成り、一般

宣言はイラン政府がアメリカ人の人質監禁前の状態を回復して在米イラン凍結資産の返還を受けることを規定し、請求権解決宣言は一般宣言を補完しイラン・アメリカ請求権裁判所の設立とその管轄権と手続を規定している。

一般的には、国家の一方的宣言は拘束的であるとされ、その拘束力の根拠は信義誠実原則に求められている。本件において、これらの宣言はアメリカとイランによってそれぞれの国内手続を通じて履行された。

(二) 解釈基準としての慣習国際法 国家が自由意思で締結した条約は、一般国際法としての慣習国際法と内容が異なる場合でも原則として一般に有効なものとして認められる。特別国際法としてのこの条約と一般国際法との間には「特別法は一般法を破る」(*Lex specialis derogat lege generali*)という原則が妥当する。本件において、裁判所は一九五五年条約が両国の関係における特別法であり、一般法としての慣習国際法に優先するが、慣習国際法は条約の不明確な意味を明確化したり、条約規定の解釈や適用を補足するために有益である、と判示している。

(三) 無差別原則 外国人財産の収用に合法性が認められるためには、特定の外国人を他の国民と差別しないという条件が必要である。このような無差別原則には自国民と区別して外国人の財産のみを収用してはならないということと、外国人相互の間にも差別を設けてはならないということが含まれる。本件において、被告も差別的収用が国際法上違法であることを認めており。裁判所はある企業の収用が同じ経済部門における他の企業が収用されなかつたということのみを根拠として差別的であつたとは結論しえない、と判示している。国家は一貫した国有化政策を段階的に漸次実施することが認められている。

(四) コンセッションの準拠法 準拠法の問題はコンセッションの効力や解釈または履行を規律する国際私法上の問題である。本件において、ヘムコ協定第三〇条は協定がその条文の明白な意味において解釈され、かつイ

ランの国内法に従つて規律し解釈されなければならない、と規定していた。したがつて、裁判所によれば、ヘムコ協定が性質上国際法によつて規律されなければならないという主張は認められないのみならず、そのような解釈はヘムコ協定第三〇条の明白な意味に明らかに反することになる。

(五) 補償の基準と評価 国有化に対する補償基準として従来よりアメリカを中心とした先進国によつて「迅速、十分かつ実効的な」補償原則（ハル・ルール）が主張されてきた。本件において、裁判所は合法的な国有化と違法な国有化を区別し、継続企業価値の概念を合法的な国有化に対する補償基準として採用している。そして、裁判所がこの継続企業価値には物的財務的資産のみならず、のれん、契約上の権利、商業上の見込みなどの無体財産をも含めていることは特に注目に値する。しかし、ブラワー裁判人は補足意見において、ヘムコにおけるアモコの利益の収用が（1）一九五五年条約の規定により収用の際またはその前に補償を決定するための適当な準備がなされなかつたこと、（2）収用がイランを法的に拘束する安定化条項の規定に違反していることから違法である、と述べている。この補足意見によれば、収用の場合財産の所有者にはその完全価値に基づく補償を受ける権利が認められ、契約上の権利については「将来の収益能力」（future profitability）が「逸失利益」としてその財産の完全価値に含められなければならない。

【参考文献】 川岸繁雄「開発協定と仲裁裁判」『国際法外交雑誌』第92巻3号（一九九三年）、位田隆一「開発の国際法における国有化紛争の解決－仲裁裁定の変遷からみた実効的解決の模索－」『法学論叢』第132巻4・5・6号（一九九三年）、中川淳司『資源国有化紛争の法過程』国際書院（一九九〇年）。

付記 本稿は筆者が田畠茂二郎他編『判例国際法』（東信堂、近刊）に分担執筆した原稿を基礎にしている。